

モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針 新旧対照表

(下線部が改正部分)

改正後	改正前
<p>モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針 平成29年1月10日策定 (<u>令和元年5月22日</u>最終改正) 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 本ガイドラインの適用等</p> <p>(1) 平成30年8月28日の改正後の本ガイドラインの規定は、同日より適用する。ただし、4及び5の改正箇所については、<u>令和元年</u>9月1日から適用する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン</p> <p>1 [略]</p> <p>2 用語の定義 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) スマートフォン タッチスクリーン(映像面を有する入出力装置であり、当該映像面に利用者が触れることで入力するものをいう。)を有する移動端末設備であって、<u>電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第4号に掲げる音声</u></p>	<p>モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針 平成29年1月10日策定 (<u>平成30年8月28日</u>最終改正)</p> <p>[同左]</p> <p>1～5 [同左]</p> <p>6 [同左]</p> <p>(1) 平成30年8月28日の改正後の本ガイドラインの規定は、同日より適用する。ただし、4及び5の改正箇所については、<u>平成31年</u>9月1日から適用する。</p> <p>(2)～(5) [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) スマートフォン タッチスクリーン(映像面を有する入出力装置であり、当該映像面に利用者が触れることで入力するものをいう。)を有する移動端末設備であって、<u>電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1項第3号に規</u></p>

伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話及び三・九 - 四世代携帯電話アクセスサービスによるインターネットの利用を可能とする機能を有するものをいう。

(3) [略]

3・4 [略]

5 本ガイドラインの適用等

(1) 3の関連下取り等価格に関する規定（脚注6及び脚注7を含む。）は、平成29年6月1日以降の発売に係るスマートフォンについて適用する。

(2)～(6) [略]

定する電気通信番号を用いた音声伝送役務による通話及び三・九 - 四世代携帯電話アクセスサービスによるインターネットの利用を可能とする機能を有するものをいう。

(3) [同左]

3・4 [同左]

5 [同左]

(1) 平成30年8月28日の改正後の本ガイドラインは、同日から適用する。 3の関連下取り等価格に関する規定（脚注6及び脚注7を含む。）は、平成29年6月1日以降の発売に係るスマートフォンについて適用する。

(2)～(6) [同左]